

議案第71号

三朝町水道事業給水条例の一部改正について

次のとおり三朝町水道事業給水条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成9年9月19日

三朝町長 安田真一郎

平成9年9月29日 原案可決

三朝町議会議長 西村武津美

三朝町条例第 号

三朝町水道事業給水条例の一部を改正する条例

三朝町水道事業給水条例（昭和45年三朝町条例第46号）の一部を次のように改正する。

第2条中「西尾（波伯山地区に限る。）」の次に「、牧（恩鳥を除く。）」を加える。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。